

秋田県告示第412号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定に基づき定めた同法第104条第2号に掲げる漁業に係る区分のうち西目加入区に係るものの一部を次のとおり変更したので、公示する。

平成25年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

変 更 後	変 更 前
2 はたはた小型定置漁業 3 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業 4 総トン数10トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業	2 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業 3 総トン数10トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業